

# 通所介護 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 よい子の広場福祉会が開設する老人デイサービスセンター 書写ひまわりホームは、介護保険法令の趣旨に従い、利用者の意見および人格を最優先に尊重し、可能な限り居宅に近い環境の中で利用者一人ひとりの有する能力に応じた自立した生活が送れるよう、必要な介護等サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 在宅の要支援者、要介護者が、事業所を利用することにより、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上、更に自立的生活の助長等の援助を行うとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業者は要支援者、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の日常生活上必要な介護を行う。
  - 3 事業にあたっては、地域や家庭との結びつきを尊重した運営を行い、市、保険者、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り統合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称	老人デイサービスセンター 書写ひまわりホーム
所在地	姫路市書写634番地198

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における職員の職種、員数及び勤務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名以上(常勤)  
管理者は職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等を遵守させるため、必要な指揮、命令を行う。
- (2) 看護師 2名以上  
利用者に対し健康管理を行う。
- (3) 生活指導員 2名(常勤及び非常勤)  
利用者に対し生活一般における指導と相談援助を行う。
- (4) 介護職員 9名以上(常勤及び非常勤)  
利用者に対し直接的かつ具体的な技術を活用して、身体的側面、精神的側面、社会的側面から援助を行う。
- (5) 調理員 3名(兼務)  
食事作成に必要な調理業務を行う。

(定員)

第5条 本事業所の定員は一日あたり55人とする。

(通所介護の営業日及び営業時間)

第6条 通所介護の営業日は、月曜日から土曜日とする(但し、1月1日・2日を除く)。営業時間は、午前8時00分から午後6時00分までとする。また、サービス提供時間は、午前9時15分から午後5時15分までとする。

(指定通所介護の内容)

第7条 通所介護は、それぞれの利用者に応じたサービス計画に基づき次のサービスを行う。生活指導、日常動作訓練、養護、健康チェック、入浴サービス、給食サービス、送迎等。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、次のことに留意するものとする。

他の利用者に重大な影響を及ぼす感染症の疾病、伝染病等が医師の診断で明らかな場合は利用できないこと。

- 2 予定の変更は前日までにすること。
- 3 途中で体調が悪くなった場合、又はバイタルチェックにより健康に不安のある方は家族に連絡をし、送迎し帰宅していただくこと。
- 4 送迎中の途中下車はできないこと。
- 5 サービス提供中の施設から無断外出は禁止されていること。
- 6 日常生活に必要な下着類(おむつ、杖、常備薬等を含む)を持参していただくこと。
- 7 自身の通所介護、及び介護予防通所介護計画の達成に向け、事業所が実施する日課へ協力すると共に、他の利用者との相互の親睦、強調を図るものとする。
- 8 建物、設備、備品等を損傷しないこと。

(利用料、その他の費用)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が、法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。また、法廷代理受領サービス以外の利用となった場合は、十割の額とする。

- 2 サービス利用時にかかる食事代として、昼食600円、おやつ代100円を徴収する。
- 3 サービス利用時にかかるおむつ代については、実費を徴収する。
- 4 第10条の通常の事業の実施地域を越え行う指定通所介護に要した交通費は1km30円を徴収する。
- 5 第1項から第5項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文章で説明し、支払に同意する文章に署名(記名捺印)を受けるものとする。
- 6 指定通所介護の利用者等は、期限までに、利用料等を口座振替又は金融機関口座振込等により納付するものとする。

7 利用者の希望により参加することが出来るクラブ活動に係る費用等、介護保険の給付対象とならないサービスは、全額を利用者負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 姫路市（書写、高丘、安室、大白書、林田、夢前、琴陵、広嶺、城乾、各中学校区）

(苦情受付及び対応)

第 11 条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する。

(衛生管理)

第 12 条 通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 現に指定施設支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害時の対応については、次の通りとする。

(1) 非常時の対応

- ・管理者または従業者は、利用者全員の安否を確認し、随時建物の外の指定した場所へ避難させる。
- ・家族等と連絡を取り指示を受ける。

(2) 平常時の訓練

- ・避難訓練は年 2 回実施する。
- ・訓練の記録は事務担当が作成する。

(3) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(備付帳簿)

第 15 条 事業所の運営状況を明らかにするため、次の帳簿を備え付けるものとする。

(1) 管理に関する簿冊

(業務日誌、報告及び関係機関との連絡文書綴その他の必要な書類)

(2) 利用に関する簿冊

(利用者名簿、サービス計画に関する書類、その他必要な書類)

(3) 会計、経理に関する簿冊

(収支予算及び決算に関する書類、収支証書等収支に関する書類、備品台帳、居宅介護サービス費及び利用者が負担する利用料の請求受領に関する書類、その他必要な書類)

(秘密の保持等)

第 16 条 職員及び職員であったものは、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を秘ししなければならない。

(虐待及び身体拘束等に関する事項)

第 17 条 職員は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱めることを行ってはならない。

2 事業所は、当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町に通報するものとする。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為
- (2) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (3) 食事を与えないこと
- (4) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (5) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (6) 施設を退所させる旨等の脅かす言葉による精神的苦痛を与えること
- (7) 性的な嫌がらせをすること
- (8) 当該利用者を無視すること

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 措置を適切に実施するための担当者の設置

4 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(記録の整備)

第 18 条 職員、設備及び会計に関する記録を整備する。利用者に対するサービス提供等に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(個別計画の提出)

第 19 条 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）から通所介護（総合事業通所介護）計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護（総合事業通所介護）計画を提供することに協力するように努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 1 月 24 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。